

第2次西宮市働きやすいまちづくりプラン策定支援業務公募要項

1. 趣旨

西宮市では、平成20年7月に西宮市勤労福祉審議会による「西宮市の今後の勤労福祉行政のあり方について」の答申を受け、長期的な視野に立った労働政策の推進を図るため、「西宮市勤労者福祉推進計画（計画期間は平成22年度から平成30年度までの9年間）」を策定しました。

そして、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえて、第5次西宮市総合計画の部門別計画として、平成31年度からの10年間を計画期間とした「西宮市働きやすいまちづくりプラン」を策定することとしました。平成31年度から令和5年度を前期計画期間とし、その後期計画として、令和6年度からの5年間を計画期間とした第2次西宮市働きやすいまちづくりプランを策定することとなりました。

策定作業を円滑に進めるために、第2次西宮市働きやすいまちづくりプラン策定支援業務に関する企画提案（プロポーザル方式）を広く募集し、豊富な情報・経験・知識・ノウハウなどを有した業務委託者を選定します。

2. 公募事項

(1) 業務名

第2次西宮市働きやすいまちづくりプラン策定支援業務

(2) 選定方式

公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、評価基準をもとに審査し業務受託候補者を選定する。

(3) 業務内容

別紙「第2次西宮市働きやすいまちづくりプラン策定支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日（令和5年4月1日予定）から令和6年3月31日まで

(5) 委託料の予定上限額

金額 4,059千円以内（税込）

(6) 企画提案競技スケジュール

項目	日程
募集開始	令和5年1月25日(水)
質疑書の提出期限	令和5年2月1日(水) 17時必着
質疑書への回答	令和5年2月6日(月)
企画提案書の提出期限	令和5年2月10日(金) 17時必着
選定委員会（プレゼンテーション）	令和5年2月15日(水)
選定結果通知	令和5年2月下旬
契約締結準備	令和5年3月中
契約締結日	令和5年4月1日予定

3. 応募の要領

(1) 応募者の資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 西宮市競争入札参加資格を有していること。
- ③ 企画提案書の提出期限において、西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続きの開始申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き改正の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 本業務と同種業務について、同程度の業務を行っている者、またはその経験がある者で、直近3年間の実績が提示できる者。
- ⑦ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

(2) 応募手続き

① 提出書類

- I. 応募申請書(様式第1号)
- II. 申請者の概要(様式第2号)
- III. 本事業と類似事業の実績書(様式第3号)
- IV. 本事業の推進体制(様式第4号)
- V. 企画提案書(様式第5号)

※別添の「西宮市勤労者福祉推進計画」、「西宮市働きやすいまちづくりプラン」及び、国の動向等も踏まえた上で、次のことについて記載すること。

- ・国際情勢、国・主要自治体の現状と展望について
- ・本業務にあたって提案できるポイント
- ・地域課題の把握方法等について

VI. 見積書(任意様式)

※見積書は、見積実施日、案件名、法人等名称・所在地、代表者名、見積金額、法人等印及び代表者印があること。また、見積書は算出根拠等を詳細に記載し、金額は消費税抜きで、消費税は別枠で記載すること。

- ・用紙はA4版またはA3版とし、左端をホッチキス綴じ(A3版は折り込み)。
上記提出書類I～VIの順に並べ、インデックスをつけること。

② 提出先・問合せ先

西宮市 産業文化局 産業部 労政課 雇用労働チーム

住所：〒662-0912 西宮市松原町2番37号 西宮市立勤労青少年ホーム1階

電話：0798-35-5286 FAX：0798-34-2888

E-Mail：kinrou@nishi.or.jp

受付時間：月～金(祝日除く)の8:45～17:30

- ③ 提出部数
8部（正本1部：事業者名が入ったもの、副本7部：事業者名を抜いたもの）

④ 提出方法・期限

令和5年2月10日（金）17時（必着）までに持参または郵送

（3）質問等の受付

本実施要領の内容について質問がある場合は質疑書（様式第6号）を提出すること。

- ① 提出期限：令和5年2月1日（水）17時まで
② 提出方法：質疑書を電子メール（kinrou@nishi.or.jp）で労政課まで提出すること。※口頭質問は受付けない。
③ 回答方法：回答を西宮市ホームページで速やかに閲覧に供する。

（4）応募の辞退

応募書類を提出後、応募事業者の事情で応募を辞退する場合は、理由を添えて辞退届（様式第7号）を提出すること。

（5）留意事項

- ① 提出書類は返却しない。
② 一応募者につき、一提案とする。
③ 必要に応じ、追加資料を求める。
④ 応募に関する経費は、全て応募者の負担とする。
⑤ 提案書の提出をもって、本実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。

4. 審査及び選考等

（1）審査及び選考の方法

提出書類の内容を審査し、プレゼンテーションを実施する。

◇プレゼンテーション

実施日：令和5年2月15日（水）予定（詳細は別途通知）

説明時間：約10分、質疑応答時間：10分

担当者及び責任者が出席すること。

（2）審査項目

審査項目	採点割合	評価基準
① 団体の概要	15/100	選定評価基準
② 本業務の推進体制	25/100	
③ 提案の優秀さ	55/100	
④ 予算積算	5/100	

（3）受託候補者の選定

- ① 選定にあたり、市職員等で構成する選定委員会を設置する。
② 選定評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均点とし、これを応募者の得点とする。
③ 審査の結果、最高得点を獲得した応募者を受託候補者として選定する。但し、最高得点提案者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。

(4) 選考結果の通知

- ① 選考結果は、プレゼンテーション実施者全員に文書で通知する。
- ② 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

(5) 失効及び無効

- ① 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合。

5. その他

本業務について

本業務は、令和5年度当初予算が議会で可決され、予算措置がなされた場合に行うものである。この企画提案競技は、本業務の受託候補者の選定を行うものであり、実際の契約については予算措置がなされた後、本市契約課を通して行うものとする。

なお、契約にあたっては、本市が定めた契約書を使用する。本試のホームページ (<http://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報>入札・契約>規則・要綱等>契約書(契約約款)」で閲覧できるので、事前に記載内容を確認しておくこと。

以上